

千葉県役所納付推進センター運營業務委託
優先交渉権者決定基準

令和2年1月

千葉県財政局税務部債権管理課

1 はじめに

「千葉市役所納付推進センター運營業務委託」の調達においては、本市にとってより良い機能を提供できる最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用している。本書は、優先交渉権者を決定するための基準について定めるものである。

2 優先交渉権者の決定方法

提案実施要領に定める提案内容を評価し、評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。また、次に評価点が高かったものを次点とし、全ての順位を定める。

なお、提案内容の評価にあたっては、委員会を設置し、審査及び採点を行う。

- (1) 提案書に記載する以下の項目を評価することとし、以下のとおり最高点を設定する。

	最高点
評価項目及び最高点評価項目 (技術提案85点、価格点15点)	100
選定員評価	×9
合計	900

- (2) 評価点数が同点の者が2者以上あるときは、見積額が低い者を上位者とし、また、見積額も同額の場合は、選定委員会の決するところにより決定する。
- (3) 提案者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に評価を実施し、優先交渉権者を決定する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知後に、募集要綱に定めるプロポーザル参加資格を満たさなくなった場合

3 評価点の算出方法(配点：100点)

- (1) 技術提案評価(配点:85点)

ア 各提案項目の評価方法

「提案項目及び評価表」に基づき、技術提案評価の得点を付与する。付与された得点に項目ごとに異なる倍率をかけて評価点とする。

※項目ごとの倍率は公開しない。

	得点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
劣る	0

(2) **価格点評価**(配点:15点)

価格点は配点を 15 点とし、見積額により次のとおり算出する。

価格点＝配点×(最低見積額/見積額)※小数点以下を切り捨て

※当該価格での契約履行の実現性が疑わしい場合、価格点を 0 点とすることがある。